

総務文教常任委員会記録

平成30年12月5日

【開催日】 平成30年12月5日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後2時9分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	笹木 慶之	委員	高松 秀樹
委員	長谷川 知司	委員	宮本 政志
委員	森山 喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
請願紹介議員	矢田 松夫	請願紹介議員	河崎 平男

【執行部出席者】

企画政策課長	和 西 禎 行	企画政策課行革推進係長	佐 貫 政 彰
地域振興部長	川 地 諭	文化振興課長	長 井 由美子
文化振興課主幹	渡 邊 俊 浩	スポーツ振興課長	矢 野 徹
スポーツ振興課主査	熊 野 貴 史	教育長	宮 内 茂 則
教育部長	尾 山 邦 彦	社会教育課長	河 上 雄 治
社会教育課主査兼文化財係長	西 村 一 郎		

【参考人】

参考人	伊 藤 實	参考人	吉 田 博 昭
参考人	平 西 秀 典	参考人	大 西 賢 助
参考人	松 本 隆 博	参考人	林 紀 男

【事務局出席者】

事務局長	中 村 聡	議事係長	中 村 潤之介
------	-------	------	---------

【審査内容】

1 請願第4号 市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギー（燃料）に

ついて

- 2 議案 1 1 0 号 山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について
- 3 議案第 1 1 1 号 山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について
- 4 議案第 1 1 6 号 山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定について
- 5 請願第 2 号 埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書
- 6 請願第 3 号 埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願について

午前 9 時 開会

河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。では、請願第 4 号市立小中学校の空調設備に使用されるエネルギー（燃料）について、を議題として審査を行います。本日は紹介議員として矢田議員の出席を得ております。また、参考人として、代表の伊藤實さん、そして吉田博昭さん、平西秀典さん、大西賢助さんの出席を得ております。それでは、委員会を代表しまして参考人の皆様に私から一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にもかかわらずこの委員会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。委員会を代表して心から厚くお礼を申し上げますとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願いいたします。本日の議事について申し上げます。この請願について、まず紹介議員より、そして次に参考人から御意見、御説明をいただきまして、その後質疑に入りたいと思います。なお、参考人におかれましては委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。そして発言の内容については、この今回の問題の範囲を超えないようによろしく申し上げます。また、参考人から委員に対して質疑はできないことになっておりますので、御了承いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、まず請願の内容について、紹介議員である矢田松夫議員に説明をしていただきたいと思います。よろし

くお願いします。

矢田松夫紹介議員 おはようございます。紹介議員の矢田松夫です。本日は市立の小中学校の空調設備に使用されます熱源について、電気空調の単一エネルギーに集中することなく、自然災害時でも適用できますガス空調も分散して導入すべき請願をお願いするために、私は出席をしました。このたびの全校空調設備の設置については、児童生徒への熱中症対策のために整備されるものでありますけれど、この目的を達成するためにも同時に安定をした熱源による供給を図らねばならないと考えております。不測の事態が発生すれば、同一熱源であれば同一的に支障が発生します。熱源の分散化を図れば、被害は最小限に抑えられるということもあります。また市内には多数のLPG業者、供給業者もおられます。この方の育成、地場産業あるいは地域が潤うためにも地場企業の活性化支援も必要かと思っているところです。そういった意味でも、総務文教常任委員会の皆さん方については、この請願の要旨そして理由について十分に御理解され、是非とも採択できるようにお願いをする次第です。なお、私も同席して審議に参加できればと思っておりますけれども、午前9時から民生福祉常任委員会が同時開催になっていきますので、途中退席することをお許し願ひまして、以上でございますが、紹介議員としての請願の内容について発言をしました。本日はよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 ありがとうございます。今、議員からもありましたように、この後の委員会出席のため、矢田議員は退室されます。

(矢田松夫紹介議員退室)

河野朋子委員長 次に参考人からの説明を求めます。4人の方から説明をいただきたいと思ひます。

伊藤實参考人 皆さん、おはようございます。本日は我々山口県LPGガス協会

厚狭支部と宇部・小野田支部の請願につきまして、このような機会を設けていただきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。先ほど委員長から紹介がありましたように、本日は厚狭支部の支部長であります私伊藤と宇部・小野田支部から吉田さん、平西さん、GHPのメーカーでございますiwatani産業から大西さんということで出席をさせていただきました。まず最初に支部長の私からこれまでの経緯を含め、今回の請願についての要旨、理由について説明をさせていただきますと思います。

河野朋子委員長 座っていただいているですよ。

伊藤實参考人 はい、済みません。まず最初に資料の確認です。空調設備事業の御提案という山口県LPガス協会宇部・小野田支部と厚狭支部の資料が一つ。それとパナソニックの学校施設へのGHP空調の御提案という資料、それとランニングコストの比較表、三つあると思いますが漏れはないでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、後ほどこの資料についても説明をさせていただきますと思います。まず、今回のこの請願に当たる経緯ということで、実を申しますと皆さんも御承知のように、今回、自然災害といいますか災害的な猛暑というような位置付けの中で全国的にエアコン設置をしようということで、国のほうも補助金を付けるという動きが急速になりました。そうした中で全国LPガス協会を初め全国的に、それぞれの都道府県においてもその協会がありますが、その協会においても、そのような災害に強いLPGというようなことを中心にGHPの推進を広げていこうということが始まりです。そうした中で我々の地元であります宇部・小野田支部と厚狭支部が合同でGHPの普及に推進していこうということになったわけです。そうした中でGHP導入を提案する大きな理由としまして、まず一つ、夏場の電力ピークカットによるランニングコストの軽減ということがあります。そして二番目に、電力が途絶しても運転ができ、災害時には空調のみならず非常用電源として利用ができる、災害時に活用できるGHPがあります。そ

のようなことを大きな理由として、今回このように請願をさせていただいているわけです。先般の平成30年度の補正予算（第3回）における市内小中学校におけるエアコン設置に向けての附帯決議に対しては、高く評価をしているところです。しかしながら、9月3日の分科会、10月16日開催の全員協議会等の議事録からは、熱源方式の比較検討、ランニングコストに大きく関わるキュービクルの改修・更新等について調査すると明記をされていますが、我々の支部への問合せは全くありませんでした。さらには、ランニングコスト等エアコン設置後のコストの説明等の議論がなされてないまま議決されることは、到底理解ができないということです。そこで、期限が切られていることは重々承知しておりますが、今回の要旨でもあります災害対策を念頭に置いたエネルギーの分散によるエアコンの設置について、先般、市長、教育長への要望書の提出、予算の議決機関である議会への請願書の提出をさせていただきました。それでは資料に沿って少し説明をさせていただきたいと思いますが、資料の空調設備事業の御提案を開いていただきたいと思います。そこにGHPとは何ぞやや、GHPとEHPのメリット・デメリットの比較がありますが、先ほど申しました大きな理由の一つとして、デマンド抑制と基本料金の提言というところがあります。その上の表を見ていただくと分かりますが、電気の場合は夏場若しくは冬場の一番使ったところの数値を基準にして年間の契約が決まるわけです。その反面、ガスの場合は、使わないときは今市内業者への我々LPガスの基本料金は月額500円です。メーターが回らなければ500円しかもらわないという状況で、そのデマンドの抑制というところが大きく変わってくるわけです。それによる試算としまして、今別紙のGHPのランニング比較表というのを提示させていただいておりますが、その上の部分がGHPです。年間のランニングコストの合計が約19万円。下が電気です。それが年間102万円です。これは大体10教室を標準に試算をしているところです。そうしますと10教室で年間80万円。今現在市内の普通教室、特別教室等に設置しようという計画は254教室と聞いております。となりますと、250教室にすると大体25倍、年間2,000万円の

ランニングコストの差が出てくる。なおかつGHPの減価償却は13年です。それを計算しますと2億6,000万円というばくばいなランニングコストの差が出てくるわけです。このことにつきましては、インシヤルコストは正直申しましてGHPのほうが割高ではありますが、このランニングコストの差で大体今までの統計でいきますと、6年から7年で逆転をするという試算が出ておるわけです。それと今電気に関しましては、今回の議事録の中でも執行部から、キュービクルの移設や増設というような文言が出ております。それについての答弁は載ってないわけですが、実際にはキュービクルを100としますと通常大体7割ぐらい、3割ぐらいの余力を出したキュービクル設置をするということが言われています。今回それぞれの学校に電気のエアコンを付けると、当然キュービクルを増設しなければならない。大きくすれば、それだけまた基本料金が上がるわけですから、更にランニングコストが増えるということが想定されるわけです。また今後は、AIやパソコン等の電気を必要とする機器が入った場合、そういうことを想定しますとキュービクルを増設するのかもしれないのか、余力はあるかどうか、このことによって大きく今後の予算に跳ね返ってくるということです。先ほど言いましたように、委員会記録からそのようなやり取りは見られませんし、総務委員会はその辺の予算等については中心的に議論をされる委員会です。そういう部分についてもしっかりと議論をしていただきたいと考えているわけです。また二つ目の災害時についてもですが、我々が今提案をしようとしているのは、災害時に電気が、要するに停電状態ですね、先日の北海道みたいにブラックアウトなどになったときでも使える、発電をできるGHPの設置をされたらどうかという提案です。皆さん御承知のように、プロパンガスの場合は、通常このGHP空調を動かす際には、災害用バルク若しくはシリンダーとって50キロボンベを何本か置くわけですが、そうした場合には当然、軒下在庫ということで通常1週間から2週間ぐらいはもつような配送のサイクルでしております。そうした場合は停電したとしても、すぐこのGHPが発電するというので、携帯電話の充電やそういう部分についての電気を必要とする部分について、活躍

することができるわけです。そういうような非常用電源としても活用できるということは、水害があった山陽小野田市においても、また今後地震等の自然災害はどこで起きるか分かりませんので、そうした部分、危機管理の一面からも、このような災害用のGHPを山陽地区、小野田地区に最低それぞれ1か所ずつぐらい設置していただくということで、市民の安心・安全を守れるのではないかと思います。実際に今体育館等の避難所については、エアコンはありません。今全国的にもそのようなところにも付けようというような機運はあるわけですが、なかなか財政的に余裕のあるところしかできません。実際、今全国では東京都はそうのように進行していると聞いておりますが、そうした場合にでも、少なくとも何らかの小・中学校の普通教室がこのように活用できれば、エアコンの効いた避難所としても活用することができるのではないかと考えているわけです。我々は、そのような諸事情の中で、本当に来年の6月末までの期限ということも重々承知しておりますし、実は厚狭高等学校が数年前、宮本議員がPTA会長されていましてその辺の事情は御承知だと思いますが、その辺についての工程表とも今執行部のほうには提案をさせていただいております。工期についても、大体2週間ぐらいで今までやり上げておりますので、議会のほうからの附帯決議の「早急に」という部分についてもクリアできることで、今回はお願い、このような請願を出させていただいております。本当に議員各位の、この請願の要旨そして理由について御理解をいただき、採択していただきたく懇願をするところです。後ほど、何か御質疑等がありましたら、分かる範囲で我々も一生懸命答弁をさせていただきたいと思っておりますので、慎重審議のほどよろしく申し上げます。

河野朋子委員長 今、代表の伊藤さんからは説明を受けましたが、ほかの方から何か説明があればお受けします。

大西賢助参考人 伊藤さんからランニングコストの比較表についてお話があったんですけども、ちょっとこちら文字が小さくなるんですけども、

GHPランニングコスト表の下の部分に、別途メンテナンス費用が14万2,000円掛かりますという記載がありまして、この一番最後の2枚のところに見積りを付けさせていただいておるんですけども、こちらが10教室程度ということで71キロワットの室外機2台、1台当たりが7万1,000円の年間メンテナンス費用というところで、やはりガスのエンジンですので、自動車と同じように車検を受けないといけないといったような感じで、メンテナンス費用が掛かってくるんですけども、こちらのメンテナンス費用をランニングコストの部分に充てたとしても、先ほど伊藤さんのほうから説明がありました6年から7年で電気とガスのイニシャルコストの部分の差を回収できるといった内容になっておりますので、補足させていただきます。

河野朋子委員長 以上で説明はよろしいですか。

伊藤實参考人 それと、資料の中のもう1ページ開いていきますと、学校空調の設置事例ということで熊本市の小・中学校の事例と米原の事例がございます。実はこの熊本市、地震が起きる前は電気という計画でしたが、地震があったということで1校を除いてほかが全校ガスに切り替わったという事例です。そういうことでいろいろと今LPGの特性を生かしたというところがようやく周知をされてきたのかなど。実は、今山口県の公立高校におきましても、ガスと電気の比率というのは、ガスのほうが若干多いです。今度、山口高校が普通科特別教室を初め今まで電気だったのが、今度はGHPに切り替わるということも聞いておりますし、宇部高校につきましても、今GHPでやられているというところで、いろいろ災害やそういう部分を含めた、国や県の動きというのはこのような状況です。

河野朋子委員長 参考人からの説明が終わりましたので、ここで質疑に入りたいと思います。

森山喜久委員 ランニングコストの比較表の関係で説明がある中で、最初言われたようにランニングコストが安いよって話を言われて、ただその一方、イニシャルコストがGHPのほうは割高だというふうに言われたんで、それはどれぐらい割高なのかというところ。6、7年で逆転する見込みだという話もあったんですけども、イニシャルコスト自体がどのぐらい割高なのか教えていただいでよろしいでしょうか。

大西賢助参考人 今回、ランニングコストの比較表で作らせていただきました10教室でのランニングコストの比較なんですけれども、こちらの機器で定価の金額、ガスと電気での定価の金額なんですけれども、ガスの場合が約2,270万円、電気の場合が1,340万円となりまして、この差額が1,100万円程度の差が開くんですけれども、大体こちらの機器が実際に取り付けされる際の仕切りの価格が50%以下になりますので、多めに50%と見させていただいで約550万円。そこで先ほどのランニングコストの差で計算させていただいても、6、7年で回収できることとなります。こちらの内容には電気のキュービクルの増設等の内容は入っておりませんので、そちらももしキュービクル増設が必要になった場合を加味すれば、更に回収の年月、イニシャルコストのランニングコストでの回収の年月が更に短くなってきます。

森山喜久委員 ちょっと確認です。定価比較の部分でガスが2,270万円、電気が1,340万円。ですから900万円ですよ。1,100万円じゃなくて900万円。なので450万円ですよ。単純にイニシャルコスト的な部分でいえば450万円程度。ただし、キュービクルを増設すればその差額は減るよというのが、そちらの協会さんの見立てと理解してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）その中で、10教室ということでランニングコスト比較表を見させてもらえれば、室外ユニットがGHPのほうでは2台、EHPのほうであれば1台という試算で、先ほどあったメンテナンスの分はこの2台それぞれに14万2,000円掛かるんですかね。一回で14万2,000円するののか。

大西賢助参考人　こちらが電気の場合は1台で対応する室外機がありまして、ガスの場合は2台でこちらの10教室分を対応させていただくんですけども、1台につき、後ろから2枚目の見積りを見ていただいても分かるんですけども、710という機械で7万1,000円の費用が掛かりますので、そちら室外機2台で14万2,000円になります。

宮本政志委員　2点ほどお聞きしたいんですけども、1点目が、先ほど伊藤支部長さんがおっしゃったように、私も実はその厚狭高のPTAの役員るとき、今もですけどもガスのほうで冷暖房しておられて、一番最初の会議のときに、一般的にエアコンっていったらまあ電気かなっていう考え方を持っていましたから、なぜそのガスを選択したのかっていうところからPTAの会議で入って行って。特に懸念することをちょっと一つお聞きしたいのが、まずは事故です。プロパンガスっていったら転がって行って事故を起こしやすいとか、地震のときに危険じゃないとか、あるいはガス漏れがあるじゃないかっていうのを、多分一般的な人っていうのは懸念される大きな一つだと思うんです。当然、私もそのときにそういう質問をして、今は理解しております。イニシャルコスト、ランニングコストは、森山委員がおっしゃったんで質問しません。2点目は、今日の新聞の記事を見てきたんですけど、実は文科省のほうが全国の公立の小中学校の中で、今再生エネルギーで、太陽光とかその風力を使った小・中学校のほうで58.6%ありますよというのがあったんです。これなぜかっていったら、正に文科省が、学校が避難所に指定されていることを踏まえて、災害時でも空調などが利用できるように再生エネ設備の設置が進んでいるという記事なんですよ。ところが、今市内には、新しく埴生小・中学校ができますが、これは上にパネルが付く計画がありますけども、基本的には市内の小・中学校に風力とかソーラーパネルは付いていませんから、今ちょっとおっしゃったんですけど災害時に電気は、確かにシャットアウトしてしまうともう全く機能しませんよね。ところがさっきちょっと説明があり、もう少し詳しくお聞きしたいのが、

災害時に仮に今避難場所になっている市内の小学校はほぼ避難場所なっています。出合小学校はちょっと違いますけども、ほぼ小学校は避難所になっているんですが、体育館には空調設備が付いていません。ですから真夏や真冬にもし災害が起きて、まして電気が落ちたと。しかし、ガスでしたらさっき大丈夫ですよってことをおっしゃったんで、そうすると教室に避難できるっていう解釈もできますので、本当に災害時、どういうふうなことで大丈夫かってこともお聞きしたいんですよ。2点です。事故の件に関する件とそれから災害時にこうこうこういうことで、電気がシャットアウトしてもガスの場合でしたら大丈夫ですよって。2点ちょっとお聞きしたいです。

伊藤實参考人　GHP、要は部屋にプロパンガスが流れるんじゃないくて、まあ一番分かりやすいのはタクシーでLPガス車がございます。コンプレッサー、車のエンジンを回してそこから空調するわけですから、まず教室にはプロパンガスが行くということはありません。そのGHP本体のところと、あとはバルク容器か50キロボンベ等から行くというその配管です。そこには、今保安基準がすごくうるさいですから、地震の際にはマイコンSメーターといいまして、振動があればそこで遮断してしまう設備等が今付いておりますので、現在ほとんどプロパンガス等による爆発事故等もこの市内でもありませんし、もうほとんどない状況です。逆に強みとしましては、導管を敷設していくんではないんで、災害時、都市ガスのように配管が寸断されるということもありませんので、そういう点では災害時には強いということは、全国的な災害でも実証されているところなんです。そして、災害時に発電という部分については、大西さんからお願いします。

大西賢助参考人　本日お配りさせていただいております空調設備事業の御提案という資料に、プラスシリーズ、電源自立機能付きという機械載っておると思うんですけど、こちらの機械の説明になるんですけども、先ほど伊藤さんからタクシーという話があったんですけども、こちらもエ

ンジンで動くものでして、エンジンを動かす際に自動車と同じでバッテリーを室外機の中に備えているものになります。なので、こちらですと中国電力からの電力供給が絶たれた場合でも、自動車と同じようにエンジンをバッテリーで掛けまして、そこから空調をする形になります。空調するのと同時に、発電機も付いておりますので、バッテリーの電源を充電するために発電機が必要なんですけれども、その発電機を使用いたしまして、大体メーカーさんによって、機械にもよるんですけれども、1. 2キロワットから2キロワットの電力を供給することができますので、一つ前のページ戻っていただきますと米原市の事例で、真ん中に赤いコンセントが載っておるんですけれども、こういった形でGHPの室外機と室内にこういった赤いコンセントの非常用コンセントをつなげて、非常時にはこちらのコンセントから携帯電話の充電であったり災害時に情報を得るためのテレビをつないだりということでお役立ていただけるような形となっております。

宮本政志委員　ということは、仮に電気が災害等で、集中豪雨とか地震とかでどーんと電気が落ちたとしても、一応、ガスを使用しておけばそのまま継続で使用可能ということでもいいんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）その場合に、今おっしゃったバッテリーとかそういった部分というのは、多分通常のガス設備のエアコンには付いていないと思うんです。オプションのようなものと思うんですけれども、それを付けた場合に、さっきの新聞記事のように、今さら市内の小・中学校の避難場所にソーラーを付けたり、ばくだいそんな予算付けてやっていくって非現実的と思っているんです。そうすると、ガスのほうで災害時に避難場所の問題をクリアできるのであれば、非常にいいことだと思うんですが、どれぐらいコストが上がるものなんですか。

大西賢助参考人　災害時対応の室外機——自立電源機能付きの室外機——につきましては、1教室を5馬力程度として計算させていただいておるんですけれども、4教室56キロワットのタイプがありまして、こちらのタ

イプで定価比較をしますと、通常の室外機の定価が約700万円に對しまして、災害時対応型の事実電源式の室外機が900万円程度になっております。定価ベースで700万円と900万円程度です。

宮本政志委員 今ちょっと聞いて安心したんですけど、つまり先ほど森山委員がおっしゃったように、イニシャルコストは電気よりも少し掛かるかもしれない。おまけに、今災害時に対応できるようにしても、まあ多少上がるでしょうと。しかし、ランニングコストの先の説明で長期的に見ればランニングコストとの相殺で十分メリットが出てきますよという解釈でいいんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊藤實参考人 今、大西さんから説明があったように、実際本体については災害時の場合は定価ベースで今200万円ぐらいです。仕切りでいくとそこまでの差はないんですが、先ほどから言いますキュービクル、ここが一番大きな問題なんです。ここについて、今までの議事録を見て全然ないんで、実際ここによって相当変わってくると思います。だから我々もどこがいいのかということもありますが、今冒頭申しましたように、災害時にこのような非常電源が確保できるような体制を作る。そこは執行部のほうでも、いろいろ教室等の大きさキュービクルの容量等で検討されていると思いますので、その点について協議を進めながらいかなければいけないのかなと感じています。

高松秀樹委員 値段の優位性は分かったんですが、まあ市のほうは7月に稼働させたいと、全小・中学校の話です。そこでお尋ねしたいのが、まず全国的に今動いていると思います、この小中学校のエアコン、熱源をガスにするエアコンの物の状況がきちんとそろえられるのか。先ほど工期の問題で厚狭高が2週間でやりましたって話なんですけど、厚狭高の何教室に付けたのか。現実、この2週間というのがどうなのか分かりませんが、工期的に、要は7月に稼働できると思われているのがどうなのかってということをお聞きしたいと思います。

伊藤實参考人 工程についてです。厚狭高の場合はたしか14日前後だったと思います。4階建てで、1期工事と2期工事で、2期工事というのは南校舎の生徒が来て、また追加で工事をしたという状況です。実際には、夏休みに2週間掛けて、山口合同ガスが工事をしたという経緯です。正味、いろいろと執行部のほうとも我々もそれについて工程というところを気にしていますので、いろいろなメーカーそして施工業者等の話も加味しながら、5月・6月の土曜日曜を活用して十分、執行部の言う7月1日から使えるという状況にはできるという確約はいただいております。GHPの在庫といいますか確保については、大西さんからお願いします。

大西賢助参考人 GHPの室外機の納期についてなんですけれども、電気の空調と同じでガスヒートポンプエアコンのメーカー各社さんが、全国的に予算化される動きになっておりますので、情報収集に回られている状態です。その中で来年度の生産台数というところも計画的に立てられているとお聞きしておりますので、納期についても問題なく進められると私も思っております。

河野朋子委員長 ほかの方で何かありますか。以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、以上で質疑は終了したいと思います。参考人の皆様一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、委員会に出席いただきまして貴重な意見を頂きました。本当にありがとうございます。心から感謝しております。皆様から頂きましたこの貴重な意見は、今後この委員会の審査に十分に生かしていきたいと思っております。本日は本当にありがとうございました。

（参考人退室）

河野朋子委員長 今一通り、参考人とのやり取り、質疑を終えましたが、皆様もお感じになったとおり、この請願の内容については、今回出されまし

た補正予算と深く関わりがありますので、ここですぐにどうこうとならないのかなと思っております。この後、総務の分科会のほうで補正予算を審議しますので、そのときに合わせて今いろいろ御意見頂いたことを含めて審査に生かしていくということで、請願についての結論はまたその後というふうに運ばせていただきたいと思います。それでは委員会を休憩します。お疲れ様です。55分から再開します。

午前9時43分 休憩

午前9時55分 再開

河野朋子委員長 それでは委員会を再開します。続きまして、議案第110号、111号、116号の3件につきましては、指定管理者に関する議案ですので、まず一括して説明をしていただいて、質疑については1件ずつ行いたいと思いますが、いかがですか。それでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、説明は引き続きしていただいて、質疑を1件ずつ分けてしたいと思いますので。まず、110号のきららガラス未来館の指定管理者の指定について、よろしくをお願いします。

長井文化振興課長 それでは、議案第110号山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について、御説明します。山陽小野田市きららガラス未来館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定管理者となる団体は、小野田ガラス株式会社。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。なお、5年間の指定管理料については、一般会計第6回補正予算において、債務負担行為補正に計上しています。指定管理者の募集につきましては、小野田ガラス株式会社を単独指定し、山陽小野田市きららガラス未来館指定管理者募集要項に基づき、平成30年10月20日から同月31日の間で募集したところ、同社から応募がありました。提出書類と併せ11月13日に行ったプレゼンテーシ

ョン及びヒアリング結果を、山陽小野田市きららガラス未来館指定管理者選定委員会にて決した審査基準表に照らし合わせ審査した結果、選定基準を超えており、指定管理者として決すべきものという結論に至りました。それでは資料について御説明します。資料は7種類あります。まず、資料①、1から3ページは平成29年度におけるきららガラス未来館の指定管理者評価表です。当該施設指定管理者である小野田ガラス株式会社の平成29年度の管理運営状況について、市がモニタリングを行い業務評価したものです。総合評価は2ページ右下に記載しているように92点となっています。次に、資料②、4ページは11月13日に開催されたきららガラス未来館指定管理者選定委員会における審査集計表です。選定委員は山陽小野田市指管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成され、今回は、市から4名と公募2名の計6名の委員により審査されました。まず、資料⑥、39から41ページの審査基準表によって項目ごとの評価を行い、合計した点数が得点となります。各委員が下した得点を合計し、委員数で除した点数が平均点です。指定管理者の候補者としてふさわしいか否かの選定基準は、この平均点が50点満点中の2分の1の25点以上としています。今回の平均点は4ページにありますように39.5点でした。次に、資料③、④、5ページから37ページは募集要項及び仕様書です。9ページ、5の指定の期間についてですが、施設の使用許可及び維持管理に関する業務に加え、事業の企画及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認められ人材の育成確保に日時を要すること、施設の管理運営に当たり初期設備投資が掛かり5年程度の期間にしないと指定管理者の安定した運営が困難な施設は、おおむね5年を指定期間とすることから、本施設については、平成31年4月1日から平成36年3月31までの5年間を指定期間としています。次に、10ページ、7の(2)指定管理料は、指定管理料の基準額を記載しています。こちらは、利用料収入のほか、人件費、設備保守の委託料、光熱水費などの施設運営に必要な経費を積算し算出しています。資料⑤、38ページは指定管理者選定における単独指定の基準です。資料⑥、39から41ページは、先ほど説明しました指定管理者

審査基準表です。資料⑦、42から150ページは応募者から提出された指定申請書及び事業計画書等です。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 続きまして、議案第111号の体育施設の指定管理者についての説明をお願いします。

矢野スポーツ振興課長 続きまして、議案第111号山陽小野田市体育施設の指定管理者の指定について、御説明します。山陽小野田市体育施設、市民体育館ほか全12施設ございますが、その指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。指定管理者となる団体は、株式会社晃栄で、指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までです。なお、5年間の指定管理料については、一般会計第6回補正予算において、債務負担行為補正に計上しています。指定管理者の募集につきましては、山陽小野田市体育施設指定管理者募集要項に基づき平成30年10月1日から同月31日の間で募集したところ、株式会社晃栄のみ1件の応募がありました。提出書類と併せ11月13日に行ったプレゼンテーション及びヒアリング結果を、山陽小野田市体育施設指定管理者選定委員会にて決した審査基準表に照らし合わせ審査した結果、選定基準を超えており、指定管理者として決すべきものという結論に至りました。それでは資料について説明します。資料は7種類あります。まず、資料1、1ページから3ページは平成29年度における体育施設の指定管理者評価表です。当該施設指定管理者である株式会社晃栄の平成29年度の管理運営状況について、市がモニタリングを行い業務評価したものです。総合評価は2ページ右下に記載しているように87点となっています。次に、資料2、4ページは11月13日に開催された体育施設指定管理者選定委員会における審査集計表です。選定委員は、山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に基づく選定委員で構成され、今回は、市から4名と学識経験者3名の計7名の委員により審査されました。資料6、39ページか

ら42ページの審査基準表によって項目ごとの評価を行い、合計した点数が得点となります。各委員が下した得点を合計し、委員数で除した点数が平均点です。指定管理者の候補者としてふさわしいか否かの選定基準は、この平均点が50点満点中の2分の1、25点以上としています。今回の平均点は、4ページにありますとおり37.1点でした。次に、資料3ページ、4ページ、5ページから33ページまでは募集要項、仕様書です。こちらは、募集開始時にスポーツ振興課等の窓口に設置するとともに、市ホームページに掲載しました。募集要項の7ページ、5の指定期間についてですが、施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる施設であることに加え、事業の企画及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認められ人材の育成確保に日時を要すること、施設の管理運営に当たり初期設備投資が掛かり、5年程度の期間にしないと指定管理者の安定した運営が困難な施設ということで、本施設については、平成31年4月1日から平成36年3月31までの5年間で指定期間としています。次に、8ページ、7の(2)指定管理料は、指定管理料の上限額を記載しています。こちらは、利用料収入のほか、支出については人件費、設備保守の委託料、光熱水費などの施設運営に必要な経費を積算し算出しています。資料5、34ページから38ページからはリスク分担表です。資料6、39ページから42ページは、指定管理者審査基準表です。資料7、43ページから100ページは、応募者から提出された指定申請書及び事業計画書等です。以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長　続きまして、議案第116号きらら交流館の指定管理者の指定について。

河上社会教育課長　議案第116号は、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理者の指定についてであります。これは、山陽小野田市宿泊研修施設きらら交流館の指定管理について、指定管理期間が平成31年3月末をもって満了となるため、次の管理者を募集したところ、現在の

管理者である富士商株式会社1社のみ応募があり、指定管理者選定委員会において審査した結果、引き続き同社が候補者として決定しましたので、このことについて議会の議決を求めるものです。指定期間は、平成31年4月1日から平成33年3月末までの2か年です。選定委員会は、11月12日に開催しました。市から副市長、部長の計4名、募集委員3名の計7名から構成される委員会で審査いたしました。選定委員会では、同社から事前に提出のありました事業計画書、同社の定款、財務諸表を基に20分程度のプレゼンテーションを受け、各委員が審査した結果、50点満点で37.6点の評価となり、基準点の25点を上回ったため、管理候補者として決定しました。今回、指定期間を2年としておりますが、これは現在、焼野海岸付近一帯の観光プロモーション調査事業を行っておりまして、その中の一つといたしまして、当該施設の利活用についても併せて調査をしているところです。この結果が、今年度末に示され、その結果を基に平成31年度、32年度に当該施設の今後の方向性を示させていただきたく考えておりまして、その間の指定管理として2か年の期間としております。指定管理料は、平成29年度から30年度までは税込みで2,923万342円でしたが、平成31年度は税込みで3,281万3,890円、平成32年度は税込みで3,311万4,936円としております。増減理由については、収入については、宿泊料、売店売上げの減少、サービス券売上げの上昇、支出については、売店売上原価の減少、最低賃金の上昇による人件費の増加、ごみ収集業者を民間に変更等による管理費の増加を見込み、平成31年度が358万3,548円、平成32年度が388万4,594円を増額しております。御審議のほど、よろしく申し上げます。

河野朋子委員長 それでは一つずつ質疑を行いたいと思います。まず、きららガラス未来館の指定管理について、質疑を受けます。

長谷川知司委員 応募業者の方が1社しかないということなんですが、この原因はどのように考えられていますか。

長井文化振興課長 募集の際に小野田ガラス株式会社を単独指定しましたので、応募は1社しかありませんでした。

長谷川知司委員 というのは、やはりこれは専門性が高いと思うんですね。ですから、市内の業者でこういうものを受けるといのはほとんどないんじゃないかということで、単独指定そのものに文句を付けるわけではないんですが、今後この施設をそれだけ専門性が高いものを市が維持・管理していくことについてどうかという懸念があるんですが、それについてどう考えていらっしゃいますか。

川地地域振興部長 議員おっしゃるとおり、これは非常に専門性、ガラス文化の発信基地となりますので、今までの管理・運営とは若干違うような施設だとも捉えております。ただ、そうはいいまして、今の地方自治法上で行きますと、今は指定管理者制度に沿ったやり方をしておりますので、将来的にはその辺を含めてもう一度再検討が必要ではないかと思っておりますが、今の実情では当面指定管理者制度で行かざるを得ないかなと考えております。

長谷川知司委員 担当部署が違うかもしれませんが、市の公共施設の在り方について検討されたんじゃないですか。その中ではどうなっていたかをお聞きできればと思います。

川地地域振興部長 公共施設の個別計画は、きららガラス未来館は文化振興課でやっておりますが、これは今後のその館自体の、その残すか残さないかということで考えておりますので、それは基本的に残すと。ただ、運営までは具体的な詳細はまだ煮詰めていない状況です。ただ、先ほど言いましたように、将来的にはやはりどうしても専門性が強い施設ですので、その辺を踏まえて私どもも慎重に審議をしていく必要があるという認識ではおります。

長谷川知司委員 慎重審議が必要と思いますので、是非この指定期間が終わる5年以内には、そういう方向性を出されるほうがいいかなと思います。これは要望として置いておきます。

笹木慶之委員 二、三お尋ねしますが、まず2ページの利用状況等についての評価がありますが、例えば利用評価ゼロというのは何ですか。そして、もう一つは収支評価が4になっています。収入状況が1という評価、支出評価が2という評価で、収支評価が4と。これはどんな計算をされたんでしょうか。

佐貫企画政策課行革推進係長 資料の3ページの右側の方の下のところを御覧いただければと思うんですが、利用状況及び収入状況についてのところになります。利用状況については、過去の実績で前年に比べて減少していること、あるいは同じ平成29年の計画と実績を比較した場合に、計画よりも減っていることから今0点というふうに自動的に判定しているところですが、これはこの表の一番下のところの収支状況のところについて、過去の収入実績から支出実績を計算した利益を出した上で自動的に4という評価をしているところになります。

笹木慶之委員 これは非常に都合のいい点数の付け方ですね。収支状況が1以上と、そりゃなりますよね。経営努力をしたという結果にはなっているわけですね。ただ問題は、指定管理料が全てであって、本来の事業性のところについての評価はないということですね。

佐貫企画政策課行革推進係長 最終的な評価が最後の総合評価というところの92点になります。1ページのアンケート調査をきちんと行っているか

とか、あるいは基本的な業務である保守管理業務がちゃんとできているかといういろんな評価があるんですが、そちらが基本的には3点となっておりまして、かなり高い評価になっているかなと思います。こういった評価に加えて、利用状況、収入状況等を加えた最終的な評価が、総合評価の92というところになります。

笹木慶之委員　こだわるわけじゃありませんが、92点というのはどういう算式で出るんですか。

佐貫企画政策課行革推進係長　1ページのところで小計で85点というふうになっております。それに加えて2ページ目の利用評価等の合計を足して、項目が施設によっては該当なしになっているところもありますので、その中で100点に換算し直した上の計算が92点となっております。

笹木慶之委員　よく分かりませんが、皆さんお分かりなのかどうか分かりませんが、私が分からないだけかもしれませんが、もっと評価の仕方というのは、僕はよく考えられたほうがいいんじゃないかなと申し上げておきます。もう一点は、37ページのところでちょっと疑問に思うんですが、損害賠償のところですか。これちょっとよく分からんので説明してほしいんですが、第三者に対しての損害、これはこれでいいと思うんです。第三者からの施設・設備・資料の損害というところで、注意義務を怠ったときには指定管理者、下の上記以外のもの、いわゆる注意義務を怠っていないんだけど、小規模のものについては指定管理者としたのはなぜでしょうか。これはちょっとほかのところも出てきますけれど。意味が分からないのでお聞きします。

長井文化振興課長　1件10万円以内のものは指定管理料の中に含むということとです。

笹木慶之委員　含むというのは軽微なものは指定管理者でやりなさいよとして

いるという、ただ単純にそういうことですね。何ら裏付けはないわけよね。（「はい」と呼ぶ者あり）通常であれば金額の多寡にかかわらず、管理義務を怠ったもの以外は市の責任になるはずなんですよ。それをなぜそうしたかというところが、管理料の中に入っていると云われればそれはそれとしても、市が面倒を見たということですからいいわけですけども。分かりました。

高松秀樹委員 4ページの審査集計表です。この5番目に施設の維持管理運営に係る経費の内容について、2、2、1、1、3、3と表にありますけれど、ここの説明をもう少し詳しくお願いできますか。

長井文化振興課長 39ページから41ページが審査基準表になっておりますが、その40ページに詳細の審査基準を載せております。お尋ねの4番の施設の維持管理・保守点検の適正についてという項目は、審査項目が1項目しかありませんが、維持管理・保守点検管理の適正について、施設整備に対する法令を遵守した点検修繕計画と管理体制が十分であるかというような項目を審査していただきました。

高松秀樹委員 Vは何でこんなに中が分かれているんですか。つまり、それぞれがちょっと理解できませんよね、どういうことになっているか。点数は理解できるんですけど。今回低いんで、どういう形で低いのかこれだけじゃ分からないんですけど、何か分かることがありますか。

長井文化振興課長 Vの②指定管理料のところの点数ですが、今回市が提示した市の基準額よりも指定管理者の提示額のほうの金額が高かったために、そこでマイナスの点数が付きました。その関係で個々の点数が低くなっております。

高松秀樹委員 きっとそうだろうと思うんですけど、だからVは1と2と3を合計して8点なんですよね。それで今言われるのは②の指定管理料が、

このことがあってマイナス評点が付いたから低いんですよとあるんですが、例えば①の収支計画の妥当性って、質問したら答えていただけるんですか。

長井文化振興課長 Vの①のそれぞれの点数でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）平均点は2.5点です。

高松秀樹委員 Vの③は分かりますか。

長井文化振興課長 1.2点です。訂正させてください。1.5点です。

河野朋子委員長 3番は1.5点。

高松秀樹委員 資料が多いんで確認ですけど、指定管理料は前回の指定管理料に比べたらどうなっているというのは、どこ見たら良かったですかね。前回というのは前年じゃなくて前回です。

河野朋子委員長 2ページにあるのでいいんですかね、前回の5年間の指定管理料は実績が挙げてありますが、その金額ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

長井文化振興課長 2ページの別③指定管理料の欄にある額が、現在支払っている指定管理料です。

高松秀樹委員 過去、上がっているんですよね、指定管理料。

河野朋子委員長 今回とどのようになっているかという質問ですか。

長井文化振興課長 前回との差が348万3,512円税抜きで上がっております。

笹木慶之委員 市の施設の設置の目的についてお尋ねします。7ページの(3)に設置目的が書いてあります。指定管理者というのは運営方法なんですけれども、もちろんそれについては経営的なものも含まれているということなんですけれども、資料から見ますと講座の金額が減っていますよね。それから体験の金額も実績が減ってきていますね。その背景とここの目的が合致しているというふうに思われるのでしょうか。いわゆる経営努力の問題。ただそれだけで割り切つてはいけないかもしれませんが、しかし、要はガラス文化の向上というか伝承ということを目的として一生懸命やっておられることは評価しますけれども、結果としてこういう決算が出てくると、果たして市が求めているものに対していいのかなというところを、どうしてもやはり聞かざるを得ないんですが、その辺りどのようにお考えでしょうか。

長井文化振興課長 実績ですけれども、平成27年度の体験者数が4,664人とかなり多い人数で、そこからすると減ってきているんですが、この平成27年度は前回のガラス展を開催した年でありまして、それに合わせて市民病院に大きいガラスの絵付けの作品をたくさんの方に参加していただき作っていただいたという人数もこの中に入っております。そういったちょっと特別な大きな体験も含めての人数ですので、平成28年度以降その人数をクリアできていない状況であります。平成28年度、平成29年度はそういった大きな体験行事もなく通常のガラス未来館での体験ということで、平成29年度まではガラス未来館における体験は順調に伸びてきていると思っています。平成29年度の人数が4,261人と前年度から250人程度減っているんですが、この原因となるようなものが何かあったかという質問をしましたところ、宇部市の常盤公園のリニューアルと重なって、やはりどちらも小中学生がメインの施設ですので、そちらにちょっとお客さんが流れてしまったのではないだろうかということでした。ちょっと去年は少なかったんですけれども、いろんな新しい体験をしたり、出張体験といいまして未来館を出ていろんな

子供会さんや施設に行つての体験ということも充実させていただいておりますので、その辺り、目標に達するような努力はしていただけていると思っております。

笹木慶之委員 説明で大体分かりましたが、隣に部長さんがおられますが、シティセールスという旗を掲げて前へ進んでおられるわけですから、平成30年度についてはさぞかし状況が伸びたろうとを期待をしております。答弁は結構です。

高松秀樹委員 笹木委員が最後言われたところなんですけれど、結局市のガラス文化又はガラスに対しての位置付けがあると思うんですが、このガラス未来館が今後、例えば提案としてガラス文化の伝承でも何でも、事業計画の中でどういうことが出ているのか。それとも市のほうがここに指定管理に対してどういうことを期待しているのかというのがありますか。

長井文化振興課長 まず、小野田ガラス株式会社からの提案としましては、子供たちの体験を中心にして山陽小野田市に、人生生まれてから大きくなるまでにいろいろと生まれてすぐのお誕生日だとか、七五三、小学校入学といったようないろんな人生の節目がありますので、その節目節目で何かガラスの制作体験をしていただけるようなことを考えたいというお話は頂いております。それによって、子供たちが山陽小野田市のガラス文化に触れることにもなりますし、山陽小野田市独自の、山陽小野田市民であればそういった体験ができるよつてというようなブランド化にもなるのではないかと御提案をさせていただいております。

川地地域振興部長 これはまだ指定管理ですので、いろんなイベントをしてもらいたいというのがありますが、ただイベントをすると指定管理料というのは増額という形になります。一定の中でイベント数がどのぐらいできるのかということをちょっと考慮しなければなりません。今までは、きららガラス未来館イコールガラス文化の情報発信基地となつていまし

たが、市としても当然ガラス文化の発信をする必要がありますので、今後は指定管理者である小野田ガラス株式会社と一緒に、私どももイベントを組んでいく必要があると考えておりました、現在その辺の検討をしております。一緒になってガラス文化の発展に向けて頑張っていこうという気持ちを持っております。

高松秀樹委員 気持ちを持っているということなので、まだ具体的にはどういふふうにするというのは決まっていないんですか。

川地地域振興部長 今後の予算等もありますので、今の段階では内部での協議にとどまっております。

河野朋子委員長 ほかに。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ってよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議案第110号について討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。では続きまして、議案第111号の体育施設の指定管理についての質疑を行います。

長谷川知司委員 先ほども申しましたけれども、やはりこれも1社ですかね。1社しかない理由はどのように考えられていますか。

河野朋子委員長 これについては、公募されたんですよね。先ほどと違いますけれども。

矢野スポーツ振興課長 考えなので臆測ということにはなるんですが、芝生の

管理、土壌の管理等々ということで、ある程度の専門性があるということから、応募が株式会社晃栄の1社であったのかなと考えております。

長谷川知司委員 12ページですか、施設の名称及び位置というのがあります、結構様々な施設を管理していらっしゃるって有り難いことだと思います。ただ、私が見た中では、上から三つ、市民体育館、武道館、アーチェリー場については施設管理及び受付業務がメインかなと思っています。市民プールについては独特な難しいところがあると思います。野球場と厚狭球場も一つの分野かなと思います。先ほど言われた専門性というのは、野球場を含めてサッカー場、テニスコートまでが専門性があるかなと思っています。下の運動広場は維持管理が大変なことであり、これについても専門性と言えば専門性かもしれませんが、これだけをまとめていくとそれをクリアする業者ってのはなかなかいないってのは分かるんですね。分離発注できなかったのか。要するに、建物であれば上三つを一つの分野として指定管理として出す。野球場は野球場二つをまとめて出す。プールはプールを一つとして出す。あと、サッカー場と運動広場を一つまとめて出すというような形で行けば、より様々な業者がチャレンジできるんじゃないかなと思われるわけですね。そうしたときにそれをまとめて取ったときにどうなるかといえ、そこは共通仮設費を落としていくとかというやり方ができると思うんで。そういうようなことが可能かどうか、検討されたかをちょっとお聞きします。

矢野スポーツ振興課長 大変申し訳ありません。検討はしておりません。今後の分割の可能性については、これから検討してまいりたいとは考えております。

長谷川知司委員 やはり様々な業者の方に可能性があるようにしていただければと思います。ただ、この業者はいけないというんじゃないですよ、あくまでも。これはこれでいいんですけれど。それと一つ、専門性があると言われましたが、その専門性っていうのはどういう形での専門性って

ことで5年間されたか。その専門性をお聞きします。

矢野スポーツ振興課長　グラウンドを整備するための機器等々の運転業務、それから土壌についても土をならせばいいというだけではなくて、土質の改善等々といった専門性もあります。それから芝生につきましても、生き物ですからそういったものを効率よく生育させる技術等々もあります。そして、あとは特に市民体育館の中のトレーニング施設であったりとか、自主運営事業で売店等を運営されているんですが、そういったところでの設備投資の回収にある程度の期間を要するということから、5年間の指定期間とさせていただいております。

長谷川知司委員　様々な種類で専門性があると思いますが、特にグリーンキーパーっていうのは大事なことだと思いますね。それは大事ですし、グラウンドのキープも大事です。そういう専門性でない分野はできるだけ、今後分割できるのであればそういうことも含めて考えていただくことができるということを、要望として伝えておきます。

笹木慶之委員　4ページに審査集計表がありますが、実は見たときにあっと思ったんですが審査員Dさん、総合点が29点。Gさん45点。物すごい開きがあるんです。ほかの審査の表を見ても四、五点ぐらい。そんなに差はないんですが、やっぱりこういう極端な場合には個別調査はされたと思うんですよね。この中で特に見てみるとDさんについては、6番の点数がほかの方よりかなり低い。それからもう一点、Gさんは3番の評点がほかの人より随分高い。特にDさんとGさんについては、3番と6番が倍、半分にそれぞれなっている。ということは、見方が全く分かれているんです。片方で大変良いと言っておって片方で大変良くないということになっているんですが、それは原因調査というかやっぱり委託に関して評価が分かれたことの原因は追跡されましたか。

矢野スポーツ振興課長　追跡はしておりません。

笹木慶之委員 審査員さんは一定の審査基準をきちっと理解をしながら、当然審査員として評価をされたと思うんですが、こういう開きが出ることに
ついて何も疑問に感じられませんか。

矢野スポーツ振興課長 なぜだろうという疑問は出てくるんですが、その審査
結果を基に平均点というのを出して、25点以上あるかないかというところ
を出すんですが、一応その審査員の点数の異常値を排除するために、
その4ページの一番下段、黒い四角であるんですが、平均点の150%
以上あるいは平均点の50%未満の得点というのは除すると。除した後、
また更に平均点を出すということで審査をしておりますので、その結果
の検証というのはもちろん大切なんだろうが、審査については影響な
かったのかなと考えております。

川地地域振興部長 この表はホームページ等で公表されているわけです。です
から特定はされませんが、審査員6人がどのような考えを持って点
数を付けたかは、もうこれは分かりますので、当然その業者さんも分か
るでしょう。私どもも当然分かっていますので、今後の管理運営のとき
にこういうことっていうことをきちんとちゃんと理解させて、私どもも
適切な指導は随時していく必要があるかなとも考えております。この
辺については、審査結果については結局影響ございませんけれども、こ
ういったことがあるということ自体はやっぱり心に持ちながらやってい
くべきだろうと考えております。

笹木慶之委員 そこなんですよね。だから審査員をお願いした以上は、その人
の審査がその人の点数全てということですが、しかしやはりそのイレギ
ュラーなものが出てきたときには、やっぱりなぜかという疑問を持って、
それには何か問題があるんじゃないかというところをやはり把握してい
くのは、やっぱり行政の責任と思うんですよね。だから今川地部長が言
われたことで分かりましたが、いわゆる問題意識を持ちながらそういっ

たものが出たということは、どういう形の中で次のものへ反映させるということですからそれでいいですが、やはりその問題点はこの制度を運用していく以上は把握されるべきと思います。

高松秀樹委員 指定管理者選定委員会の委員の選定とは、どのように行われているんですか。

矢野スポーツ振興課長 市からの委員については、先ほど説明をいたしました指定管理者選定委員会規程に基づく委員ということで選任をしております。そして体育施設につきましては、今回、一般公募をいたしました。こちらにつきましては10月1日から15日か16日まで募集したところ、応募がありませんでした。そこで外部の審査員ということで学識経験者ということで体育に造詣が深い方を3名ほど、こちらでお願いをしまして、受諾していただいたところです。

高松秀樹委員 学識経験者って、行政の定義は何ですか。

佐貫企画政策課行革推進係長 学識経験者の定義ですが、指定管理者の制度マニュアルに掲載しておりまして、学識経験者とは公平公正な立場から応募団体が公の施設の設置目的を達成でき、経費節減が図れるなどの判断をできる方を言っております。例えば、社会福祉協議会の役員の方とか商工会議所の役員の方などを充てております。

伊場勇副委員長 3ページの改善すべき点というところで、仕様書に定められた報告書等の提出が遅れているというところですが、理由は何ですか。

矢野スポーツ振興課長 催促はしておるんですが、管理者側の不備といえますか遅延です。

伊場勇副委員長 改善すべき点で「ついて、いて」となっているんですけれど

も、ここは訂正ということですね。もう一つ、当たり前前は当たり前にして関係性が構築されると思うんですけども、今までも遅れていたりしたんですか。

矢野スポーツ振興課長 これまでも若干遅れるときはありましたので、その都度指導する、あるいは協議するなりして提出を求め、提出していただいたところなんです。あと、冒頭説明すべきでした3ページの改善すべき点について、今委員がおっしゃったように「ついて、いて」ということで誤記がありましたので、ここで修正をさせていただきたいと思います。改善すべき点につきましては、仕様書に定められた報告書等の提出に遅延があるため、是正の指導をしている。新たな利用者を増やすためのイベントについて、「取組の検討が必要である。」ということで補筆をいただければと思います。よろしくお願いします。

伊場勇副委員長 その報告書の仕様も、指定される業者さんともしっかり協議されて、簡単にできるものであればしっかり協議をするということも、お互いの業務をより合理的に進めることができると思いますので、その辺も完成品を見るだけじゃなくて、それに至るまでの経緯も、しっかりお願いする立場からと受ける立場からの協議もしっかりしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

高松秀樹委員 すいません、確認で、今さっきの学識経験者って質問をしたときに、例えば商工会議所だとか社会福祉協議会などと言われたんですかね。その前の担当者の説明は、体育に造詣が深い方って言われたような気がしたんですが、それは違いますか。

佐貫企画政策課行革推進係長 先ほど説明したのは一般的なマニュアルに掲載してある文で説明をしました。学識経験者の設置目的が正しいかどうか判断できるかというのは、施設によって変わってきます。体育に関しては体育施設に関して詳しい方になろうかと思います。それ以外にも、例

例えば経費の節減が図れているかどうかという判断ができるところでは、一般的には商工会議所などが当たるのかなと考えております。

高松秀樹委員 公募については、学識経験者というのがどういうことかはよく私たちも考えていかななくてはいけないと思うんですが、今言われる体育に造詣が深いって、例えばどういう組織に属していらっしゃる人又はどういう人を指すんですか。

矢野スポーツ振興課長 例えば、山陽小野田市体育協会、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、いろいろな体育の団体がありますので、その中から今回は3名の方をお願いをしたということです。

伊場勇副委員長 55ページの平成31年度の業務計画を見ていると、すごい業務の量が多いなと感じまして、草刈りなどは時期によっては非常に多忙になると思うんですが、これまでその人員、人数を書いておりますが、非常に多忙になる時期とかがあると思うんですけれど、その状況下で業者の方からもっとこういうことをしてほしいとか、そういう要望は上がっていますか。

矢野スポーツ振興課長 こちらの業務全て指定管理者で行うわけではなくて、業者委託等々で各業務をこなしていらっしゃる状況です。そちらの維持管理、こういった委託業務についての委託料については、指定管理料に含んでいますので、特段この施設管理等々について問題があるということでお伺いをしたことはない状況です。ただ、施設がかなり老朽化も進んでおりまして修繕箇所もありますので、そういった面での相談というのはその都度受けるごとに真摯に対応しておりますし、これからはしていきたいと考えます。

森山喜久委員 評価表の1ページ。先ほどの伊場副委員長とも関連するかもしれませんが、人員配置が適切かというところで評価が2になっている。

2 ページに別①に人員配置についてと書かれている中で、実績含めて計画が屋内施設管理・清掃 2 名のところが結局 1 名にしかできていなかったから、人員配置が適切ではないという判断をされたのか。要は人が足りているかどうかの確認を取りたい。

熊野スポーツ振興課主査 人員配置については、平成 29 年度について指定管理者のほうで職員の退職等が重なった面があり、通常は例年 3 を付けるんですが、平成 29 年度については 2 を付けさせていただきました。

河野朋子委員長 ほかに。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、議案第 111 号について、討論があれば。

長谷川知司委員 指定管理におきましては、やむを得ない場合を除き、やはり競争性を持てるような形での指定管理をしていただきたいと思います。決してこの業者が悪いというんではないですけども、市内に様々な業者がいらっしゃいますので、それらの中小企業の方も参加しやすいような形で指定管理の募集になるように期待しまして、賛成討論とします。

河野朋子委員長 ほかに討論はよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 はい、全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様です。

（職員入替え）

河野朋子委員長 それでは、議案第 116 号きさら交流館の指定管理について、

説明は受けましたので質疑を受けたいと思います。

笹木慶之委員 1 ページに評価表が付いています。これを見るとすばらしい点が付いているわけですが、もちろんこれはそのとおりの評価だと思うんですけど、3 ページ。改善すべき点というのが全く空欄になっていますが、申し分ないということですね。確認します。いわゆる改善すべき点は全くない、申し分ない運営をしていると理解していいですか。

河上社会教育課長 細かな部分はもちろんあるかと思いますが、老朽化したきらら交流館において、工夫をしながら十分に対応していただいていると判断しております。

笹木慶之委員 そのような執行部のお答えですから、そのように評価をしたいと思います。

河野朋子委員長 質疑ではないですね、感想ですね。

長谷川知司委員 資料3の4ページの(7)、施設管理に当たって、資格・免許等が必要な場合は、とありますが、どのような資格・免許が必要か教えてください。

西村社会教育課主査兼文化財係長 この場合については、施設を管理するための防火管理であるとかAEDの講習を受講しているとかレストランについて飲食を扱える資格を持っているか、そういったことを対象としております。

長谷川知司委員 きらら交流館は研修施設というイメージがあったので、例えば社会教育の指導主事とか、そういうものは要求していないんですか。

河上社会教育課長 要求しておりません。ただ、研修施設という点から、この

研修企画について指定管理の各職員が、館内での企画運営に関する研修をしていただいているところです。

長谷川知司委員 当初の目的は、主に研修だったんですが今ちょっと目的が変わってきているので、それは時代の流れで仕方ないというのは私も分かります。ただ一つ、このきらら交流館を造ったときにCCZといいまして竜王山と焼野海岸を一体で整備して、利用促進を図るということがあったと思うんですが、このたびも単独できらら交流館が指定になっております。それからオートキャンプ場はオートキャンプ場で単独指定になっております。これについて、やはり今後縦割りではなくて全体的に見たときに、竜王山オートキャンプ場ときららを一体で指定管理できるようにという考え方はあるのかどうか。

河上社会教育課長 まず、このきらら交流館におきましては、最初の説明でも申し上げましたが、今後根本的な方向性を今検討しているところです。その方向性の結果によっては、全体的なというところも出てくるのかもしれませんが、今現在のところではお答えができないような状況であります。ただ長谷川委員さんがおっしゃるように、このCCZ全体での連携をする必要性が当然あるという中で資料の6の11ページの下部分を御覧いただければと思うんですが、この④のところにきらら交流館の主催あるいはCCZ連携のイベント開催というところで、このCCZと全体で連携をするような事業等を展開していただくように指定管理者にお願いをしているところです。

長谷川知司委員 具体的に連携のイベントがどのようなものがあったか教えていただければと思いますが。

河上社会教育課長 今申し上げましたこのやけの美タフェスタももちろんですけれども、このきらら交流館独自といえば独自なんですけど、きらら交流館まつりを開催しております。ここにつきましては、地元の方々が実

施をしていただいております竜王山ウオークと同日開催をし、そのイベントそのものも連携をする中でより効果の高い事業展開をしているというところもあります。こういった中でこの全体の活性化に努めるよう依頼をしているところです。

笹木慶之委員 先ほど河上課長から問題点はないということでしたが、資料2を見てください。5番なんですけど、これは審査の評価表ですね。で、これ8点満点なんですけど、審査員さん皆さん非常に点数が低いんですよ。おっしゃったこととこれはどのように理解したらいいんでしょうか。

河上社会教育課長 この部分については、経費に関わるものとなります。資料5の審査基準表を御覧いただければと思います。笹木議員さんがおっしゃっていた5番目ですから次のページの下の方になりますけれども、この基準に合わせますとこの採点になってしまうということです。特にはこの5の②のところ、指定管理料のところが多いというところで個別の点数を出しておりませんが、5の②のところはマイナス14点、平均点としましてはそれぞれマイナス2点となっております。

河野朋子委員長 先ほどのガラス未来館と同じで、結局市が出した管理料との差があればマイナスになるというふうな、計算がそうなっていますので同じような理屈になったと思いますけれど、その点についてはよろしいですか。改善すべき点なのかどうかって。

笹木慶之委員 やはりこれは改善すべき点ではないんですかね。こういう形になるということは好ましい姿ではないじゃないですか。そうするとやはりその分についての何がしかの求めるものが私は出てくるとは思いますかね。ただ、大変施設が古くなってうんぬんということをおっしゃった面も分かるんですよ。しかし、それはそれでこれは表現の仕方の問題で苦勞はしておる、しかしそういった状況においても努力をしてほしいということは、市の施設の運営とすれば私は求めるべきことだろうと思いま

す。ただ、そういったことがゆえにそういう現象が起こっているとするならば、市民も努力しなくてはならないと思いますし。大変表現が難しいところでしょうけれど、求めるものは求めていくということを私は掲げるべきだと思います。一意見として申し上げました。

河上社会教育課長 ありがとうございます。一応こちらのほうに記載がないんですけれども、口頭等で利用者の方が増えるような取組等あるいはサービスの充実等を行っていただくようには指示をしているところです。今後も運営内容を確認しながら適宜指示等を行っていきたいと思っております。

河野朋子委員長 この評価表を見て色々皆さん判断しますし、読み取りますので、評価表は漏れなく記載していただくべきだと感じましたので、今後はお願いします。

高松秀樹委員 評価表は平均点が37.6点で25点以上が指定管理者の要件となるんですか。つまり25点以上だったら自動的に高得点なところが指定管理者になれるんですか。例えば2業者いらっしやったと。一つが30点で一つが35点でしたと。なら35点が自動的に指定管理者の予定者となるということですか。

河野朋子委員長 その辺の仕組み。応募者が複数あった場合はどうなりますか。

佐貫企画政策課行革推進係長 自動的にというか一応計算しまして、選定の委員の皆さんで協議していただいた上で、得点を基準に高いほうを基準ということになります、協議の上で選定するというようになります。

高松秀樹委員 協議の上で選定するという事は、この審査の集計というのは余り意味を成さないってことになるんですか。

佐貫企画政策課行革推進係長 原則としては点数を基準に判断をすることになります。

高松秀樹委員 となると25点以上ですよ。ちょっと気になったんで質問したいんですが、先ほどの笹木委員が質問したところの答弁で、5番の②の指定管理料が3点満点じゃないですか。そして一番下がマイナス3点で指定管理料の提示額は6,495万6,000円以上、2年間合計とありますけど、例えばここ1,000万円以上指定管理料を上乗せしてもマイナス3点になるということですか。

佐貫企画政策課行革推進係長 そのようになります。

高松秀樹委員 そうなるとマイナス3点で平均点が25点以上あった場合、いわゆる候補の対象になり得るということになるんですか。

佐貫企画政策課行革推進係長 25点あればそういうことになります。

高松秀樹委員 先ほど一番最初に指定管理料のところ、ごみ収集を民間に委託したことにより増加という説明をされました。なぜごみ収集を民間業者に委託するようになったんですか。

河上社会教育課長 今年度までは市の施設というところで、市の環境センターのほうで収集していただいていたところですが、きらら交流館においては事業系のごみというところで本来の市のほうが収集すべきでないというふうな御意見と申しますか指示をされたところ。そのため来年度からはこの民間でのごみ収集を執り行わなければならないということになったところです。

高松秀樹委員 あそこはもともと事業系のごみなんですよ。それを行政が放置していたんじゃないんですか。それとも知らなかったのか。今になって

そうやって民間に委託ということですが、今現在はどのような処理をされておるんですか。

河上社会教育課長 これは市の環境センターのほうで収集をいただいております。本来であれば事業系のごみということできちんと区分けをしたいということでありましたので、そういった形にしております。

高松秀樹委員 10月1日から環境衛生センターは事業系ごみについては一切個別収集はしないと行政が打ち出しています。打ち出しているのに、なぜ今さら交流館だけ来年からということ。この公の場で言われるとそれは違いますよねという話を僕もせざるを得ないと思うんですが、そこはいかがですか。

河上社会教育課長 担当課としては答えづらいところはあるんですけども、来年度からということでしたので、そういう対応をさせていただいておるところです。

高松秀樹委員 それは行政内でよく協議してください。これは特例なんですよ。今、個別収集をしないとされた事業者の皆さんはほぼ業者に委託をされたり、自らから持ち込まれたりしている状況なので、もともと行政財産のところだから特例だというのはなかなか僕は認められないような気がしますので、今ここで言い切らないで内部協議をきちんとしていただいて、すぐにでも民間委託しないといけないならしてほしいし、そうではなくて市民に説明できるきちんとした理由があればもちろんそのままでもいいと思いますけれど、そこはなるべく協議を是非していただきたいと思います。

河上社会教育課長 担当課と協議を諮りたいというふうに思っております。

河野朋子委員長 はい、よろしく申し上げます。それではほかにこの件につい

て。結局きらら交流館の今後というのは、今年度中にもある程度形が出てくると先ほどの説明で聞きましたが、それで間違いはないですよ。それでいいですよ。

和西企画政策課長 先ほど来、話に出てきておりますが、今シティセールス課のほうで観光プロモーション業務を今年度でやっているところです。今年度末に一定の報告が上がってくるんですが、その前後には焼野海岸を一体的に考えるところで、きらら交流館の在り方についても提言という報告書を頂く予定にしておりますので、年が明けてになります。それを受けて方向性を話し合おうということになっておりますので、年度中に報告書を頂き、来年度頭から前半に掛けては方針を定めていきたいと考えておるところです。

河野朋子委員長 その辺りを急がれたほうがいいと思います。先ほどのCCZの話もありましたし、早急にそういったことの動きがあるということで期待しておりますね。お願いします。ほかにこの指定管理の件はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、質疑は打ち切ります。討論はありますか。

笹木慶之委員 先ほどの評価表のことについて申し上げましたが、我々議員の審査はこれでしかないわけですよ。だからこの部分だけではなしに前者の二つのことがありましたが、やはり評価表の取扱いについては、庁内でもう一度よく調整をした上で同じ基準をもって、そして適切な評価をし、またそれを評価表に記載するというをまず申し上げておきたいと思います。それから2点目は評価点数の問題ですが、先ほどの5番のところですね。簡単に単純に見ると3分の1の金額は多くてもマイナス3点でしょ。で、マイナス3点だけれども他の点数が5点あれば2点を持つということになるんですね。1番大事な金額の部分でそれだけの差があるということはいいのかなという気がします。もちろん全体的な点数が25点以上あればということでそれもそれでいいんですが、やは

り特定の部署において特に金額面にそれだけものがあっていいのかなどという気がするんで、検討をしていただきたいということを申し上げて賛成をしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに討論はよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では討論なしということで、議案第116号について採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。以上で委員会を休憩します。

午前11時18分 休憩

午後1時 再開

河野朋子委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開催します。では、請願第2号埴生小学校移転跡地の管理・活用・予算計画の請願書、これを議題として審査を行います。本日は、紹介議員として河崎平男議員の出席を得ております。そして、参考人としまして松本隆博さん、林紀男さんの出席を得ています。それでは、委員会を代表しまして、参考人の皆様に私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。本日はお忙しい中、本委員会に出席をいただきまして本当にありがとうございます。委員会を代表しまして心から厚くお礼を申し上げるとともに、本日は忌たんのない御意見をお述べくださいますようお願い申し上げます。それでは、本日の議事について少し説明させていただきます。まず、この本議案につきましては、紹介議員、次に参考人の方から御説明をいただいて、その後、こちらからの質疑をしたいと思います。それから、参考人の方におかれましては、委員長の許可を得てから発言をしていただくとい

うことになっておりますので御理解ください。それから、発言の内容については、御承知とは思いますが、今回のこの問題の範囲を超えないということで、この請願の内容についての発言をお願いします。それから申し訳ありませんが、参考人の皆さんから私たちに対して質疑ができません。そういうルールになっておりますので、その辺り御理解いただきまして、（「質疑はできないの」と呼ぶ者あり）こちらから質疑させていただきますが、参考人からこちらに質疑はできないというルールになっておりますので、説明は幾らでもしていただいて結構ですので、よろしくをお願いします。御了承をお願いします。では、まず最初に紹介議員の河崎議員さんから説明を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

河崎平男紹介議員　それでは説明をさせていただきます。西側自治会では埴生小学校の移転に伴い、諸問題や不安が生じているし懸念を持っておられるところでもあります。それにつきましては、移転後の小学校の跡地がどのような管理計画になるのかということで、不安を生じているとお聞きしておりますし、また、跡地周辺の周辺整備、特に周辺の草刈り等については、西側自治会が移転後やるのではないかというようなこと等の問題。また、南側の土手というか、そのところに崩壊部分がありますし、その不安も生じているということでもあります。それから埴生小学校施設の解体、撤去後にその場所の利活用をどのようにするのか。また、例えば、今ある教室等の体育館等を利用しての利活用、これについては、地域がより活性化になるということで、利活用について問題にされているところでもあります。また、一つは通学路については、特に交通安全対策上、狭小の部分を通りますので、これについては安全対策上の確保を特にお願いしたいということでもあります。歴史ある埴生小学校は明治43年糸根尋常高等小学校として、今のところに移転されたものであります。たくさんの卒業生を輩出しておりますので、卒業生のためにも、また、後世のためにもその名を残すということで、是非、埴生小学校跡地石碑の設置をお願いするということで、請願を出されたものであります。是非、御趣旨を御理解の上、請願御採択をお願いして紹介議員の挨拶に代

えさせていただきます。よろしくお願いたします。

河野朋子委員長 ありがとうございます。それでは、参考人からの説明をお願いしたいんですけども、お二人それぞれされますか。どうですか。
(発言する者あり) それでは松本さん、お願いします。

松本隆博参考人 西側自治会長の松本です。説明に入る前に、先ほど委員長の方から説明がありましたけれど、余り理解できていなかったんで、質疑はできないが説明はいいというのが分からないところです。二題目としては、この会議の名前ですよね。僕らは招集されて、針のむしろの上座に座らされた心境で、一介の自治会長がドキドキするという状況なんです。この会議の名前というのはどう捉えたらいいのかが理解できない。3点目は、どれだけ時間が許されるのか。始まる時間は書いてあるんですが。どうなのか。その3点をまずお聞きして、この議題の進め方なんです。どのような形で進められるか説明をしていただきたい。

河野朋子委員長 ありがとうございます。初めてというか、こういったところに来ていただいて、今の率直な感想っていいですか、びっくりされたと思うんですけども、その辺り少し説明、言葉足らずだったかもしれないので説明させていただきます。まず最初に、三つありましたけれど、順番が逆になるかもしれませんが、この会は総務文教常任委員会という委員会です。正式な委員会、出されました請願に対して、これを採択するか不採択にするかをここで審査させていただきます。そういった委員会の場です。その辺りは御理解いただけますでしょうか。(「採択というのは」と呼ぶ者あり) 皆さんが言われた意見はもつともだなと思えば、皆さんがこれは是非、行政にこういう形で取り入れてほしいという議会の議決、結論になりますし、いや、これはちょっと無理かもしれないとか、どうもといった場合は不採択といったことになりますので、そういったことをここで決定する場となります。最終的には議会全体ではありませんが、ここが専門の委員会ですので、ここでまずは検討させてい

たきます。それがこの会議の趣旨です。それからここに来られたことについて、こういう場におられることについては、議会の中のルールとしてこういった請願を出された場合には、出された方がどういった気持ちで、どういうことをもって、こういう書面を出されたかということを実際に来ていただいて、是非、意見を聞こうということで、これは議会の側から、来ていただいて意見を伺いたいということで、今日来ていただいていますので、高圧的に喚問するということとは全く違います。皆さんの御意見をしっかり聞いて考えさせてくださいという場ですので御理解ください。それから質疑も、今日は私たちがしっかり聞いて、それを基に、またこの会でこの意見を取り入れるかどうかを決めます。そのために御意見を聞く場ですので、申し訳ないですけど、そちらから私たちに対してこれはどうなんだ、ああなんだという質問ができません。ですが、思いはしっかり伝えていただく、説明は承りますので、そういう意味で質疑ができませんということを説明させていただきました。それから長さですけども、何時までという区切りはありません。ですから、皆さんがしっかり意見をお伝えして、こちらから質疑しますので、それが出尽くしたら、その時点で一応今日のこの会は終わりということ。結論については、また別の場でさせていただきますが、今日皆さんに来ていただいてからの時間は区切りもありませんけれど、しっかり終わった時点で終了ということですので、申し訳ないですけど、予定が立ちませんでしたので、開始の時間だけお知らせいたしました。その辺りは御理解いただけたでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）ということで、一応理解していただいたということで、説明に入らせていただいているいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）座ったままで結構ですのでお願いします。

松本隆博参考人 理解できました。それで、この議題の進め方なんですが、事務局は私が全部読んでから説明をするのがいいのか、項目ごとに1、2と進めるのがいいのか、そういうような形で進めるのがいいのか、どうなんでしょうか。

河野朋子委員長 最初に全部説明したいただいたほうが、あとで質疑がしやすいと思いますので、一通り全部説明していただいていいと思いますのでよろしく願いいたします。

松本隆博参考人 1なら1、終わったら、今度は2にいったほうがいいとは思ってはいるんですが。委員長の方向で進めましょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）請願の内容から説明させていただきます。趣旨としては、先ほど、河崎議員がおっしゃったとおりで、要約すると、そこに書いてある内容ですが、この内容につきましては、撤去後の管理計画、それから利用計画、予算計画が住民に示されていない。そういうところに不安が一番残っておるわけで、移転に際しては、今までずっと何回か説明会を持たれたようですが、この撤去に関しては、そこに書いてありますように、議論されてないので、その辺の当該議会において、今日の意見を聞かれて、行政へ提言をしていただきたい。これが趣旨です。請願内容にですが、先ほど三つの計画を言いましたけれど、管理計画を示していただくのに、短期、中期、長期で一気に全部というようなことができればそれは一番いいんですが、そういうように区分けをしながら、多分、先ほど最後になりますけど、予算計画というのがありますので、なかなか一気というわけにはいかないと思うんで、そういうような区分けをして、短期中期長期で、このように考えておりますよということを議会で議論していただき、行政へ働き掛けていただきたいと思います。その管理計画で一番問題が厄介なのは、周辺の土地の草刈り。今、小学校のPTAさんとか、いろんな団体さんで、年間延べ人で250から300ぐらいの人手が入っていると思うんですが、こういう中でそのままにされますと、埴生小学校は西側自治会の一角です。大きな面積を占めます。埴生小学校って附帯するんですが、埴生幼稚園も同じような環境にあるかと思います。その幼稚園のことについては、また別の問題になろうかと思いますので、小学校の周辺の土手の草刈り。整備は誰が年何回行うのか。このことぐらいは、行政で確約を取ってほしい。やりますよ、

やりますよ、では進まないと思うんで、年何回します、いついつします、それはどこの部署がやりますというようなことを議論していただきたいと思います。私のほうから誰がやったらいいよとかを言うことは、先ほどの質疑に関わるので申しません。是非お願いします。Bにつきまして、跡地の南西側に、土砂災害警報区域があるんですね。県が新しく設定されたと思うんですが、これも付随して、管理の問題になろうかと思えます。現実としまして、南側の土手、先ほど議員の方からの説明の中であつたと思うんですが、赤子寝1班、2班というのが隣接しています。現実、去年、おととしと2回ぐらい大雨が降りました。土手を、グラウンドを超えて流れ出て、2件ほど土砂が自分の家の敷地内に入って、スコップでのけたという現実もあります。これに関しては、私と地区の班長さんで、小学校の校長先生を交えて、こういうことがいけなかったと原因を見つけまして、一時的な処置はしていただきました。それはその意見と、それに関連する整備ができてないところに、ここが原因ですよということも指摘しましたが、その辺は恐らく、実行部隊と言ったらいけんですが、御存じの方が教育委員会におられるんじゃないかな。特に北側の市道から流れてくる大量の水が本来なら東に向かって、一本溝があるんですが、その溝自体が学校の方の知見なのか、土木課の知見なのか分かりませんが、それをなすくり合いにされたような形で、土のうをちょっと積んで、流れるようにされているんですけど、それが功を奏していないのが現実だと思います。そういう現実が、土手の側溝崩壊部のまだ完成されてない部分がありますよということだけはお知らせしておきます。二番目として、この小学校設備の解体について、どこが解体されてどこが残るんだという明確な公示が自治会長にない。自治会長としては、みんなからどうするんだというような批判だけを受けて、いやよう分からんと。これが実態ですね。是非、この辺もどういうふうにしたら住民が理解できるかということも、理解ではなくそういうことを行政の執行部の方に伝えてあげるということが、今の藤田行政での、今までそうやったからそうじゃないよというところを改善していたよということ、やってほしいなと思います。そして解体せずに活用する方

法はないのか。優秀なスタッフが行政の中にはおられると思うので、各部署で、そういう利用する方法も考えていかないといけないのではないですか。崩しますよ一辺倒では、いかなもんかと思います。例えば各種団体NPOとか運動クラブとか、そういうような団体がいらっしゃるんですが、そんなところの事務所として活用するとか、例えばですから、そういうようなことを考えていく必要があるんじゃないですか。そこで一番気になるのが耐震という数値で行政は解決していかないと。そういう一点張りで物を片付けるということは、いかなもんでしょうか、と思います。私から言わせてもらえば、あの埴生小学校の教室が崩れるんやったら、もう埴生のまちはみんな崩れていますよ。特に私どもの民家のぼろい屋根だったらもう屋根が落ちている。ややもすると耐震ということの、何て読み方じゃないけどそれによって意見を抑えるようなことは、私は良くないんじゃないかと考えます。それが解体するか活用するか、方法をいろいろ考えてみてくださいということですね。確かに売却も利用の一つかもしれませんね。3番目です。大まかに言いますと、小学校の生徒たちは、中学校のほうまで行くと。現状は我々の地区からいうと西側と小埴生地区の人たち全部、学童が中学校のほうに行くわけなんですけど、学童・生徒の交通安全対策をきちっとしてくださいということです。現実、私の家の前がちょうど190号線になっていますけれど、約300メートルが実寸としまして、測ってはいないんですが、人が歩道として通れるのが60センチそこらですね。真ん中に側溝を通して蓋がされています。中学生が自転車で、運転が下手くそなもので横の田んぼに落ちたのを2回見えていますから。それは自分の不注意だと思うんですが、反対は道路ですよ。ガードレール一本もありません。縁石はあります。そういう状況の中で、教育委員会が主導で管理をとるという情報を頂いて、それが本当かどうか分かりませんが、教育委員会だったら、学童の安全、これが一番じゃないですか。それもさておいて、そうしなさい、こうしなさいじゃ、いかなもんでしょうか。特に今度は学童の方は、歩いて行くわけですよ。ハード面で言ったらそういうことをガードしていくというので経費が発生する。国交省とも話をしないといけ

ない中で、やはり、その用地はないということになると、ソフト面で教育上、校長先生のお達しで、こっちは通ったらいけませんよ、あっち通りなさいと、それで片付けていいのかな。私はそうは思いません。ということで3番目はそういう学童の交通安全が第一です。当然裏を通っても、現況、一方通行、時間制限の警察のほうの標識が出ています。そこまでちゃんとしないと、あと1年半先のことです。是非時間のない中の行政へのアピールと理解し、是非していただきたい。それから4番目としまして、先ほど、河崎議員がおっしゃったように、ここに小学校があったよという石碑。歴史を刻んだものぐらいを打って残す。埴生の方はいないから分からないでしょうけど、胸に手を当ててみてくださいよ。皆様が小さいとき、小学校に行かれたと思います。大人になって小学校はこうだったなと思い出すということ自体が教育ですよ。算数、国語が優秀な子ができるのは、文科省が一生懸命やっています。あんまりできていないけれど。そういうように歳を取っても、小学校だなど。そういうのが教育の一環じゃないですか。私はそう思います。是非そういうような跡地ですよというようなのが、整備されるときに是非お願いしたいなと思います。5番になるんですが、経費が発生するので、一番問題になるかと思いますが、今まで申し上げたことを整理していくと、経費が当然発生しますよね。この辺の部分を私は、予算、予算と広報に出ているんですけど、その経費が内部までは見えませんので、誰が予算を決めて金額を決めているのか。一般市民、住民は分かりませんので、是非、議会がその成否を行政とよく打ち合わせていただきたい。小さなところまでは出ないと思いますが、おおむね何百万円単位ぐらいは出るんじゃないですか。そのぐらまで詰めていかないと現実性が見えませんが、是非、予算計画も公示していただきたい。財源はあると思うんですよね。こういうことを具体的に提言というか耳に置いておいてください。現状、オートレース場の駐車場を私は通るんですけど、東側の特に駅の下なんか、車が止まってないじゃないですか。今度マラソン大会とかいろいろ、オートレース場で行事があるんですけど、それでいっぱいならんから返したら、何千万、何百万。違うこと言ったらいけんね。

要するに、僕は財源を探してくださいと言っているんです。それを議論していただいたいということで申し上げておきます。以上のことを埴生地区自治協議会の会長である林さんと河崎議員に相談して、請願書として申し上げます。最後にですが、この議論をした中での結果の担保はどこにあるのか。議論していただくんですが、その担保はどこにあるのかということと、この決議文書を出した時に当然、決裁が出ると思うんですが、誰がどこでするのかということのも、私、理解できませんので、分かる範囲で教えていただいて。以上が私の請願者としての意見です。

河野朋子委員長 はい。ありがとうございます。参考人から説明を受けました。
何か補足があれば。

林紀男参考人 説明がありましたけども、新築部分が全部前に出て検討されているんですね。だから跡地の整備についても同時進行で明示していただければ、住民の人が安心するんじゃないかと思いますので、その辺りは忘れずをお願いしたいと思っております。それから、一部の人は、体育館をのけて校舎を全部取り壊すという話があると言っています。ある人は、一部耐震性のある建物については残しますよと。こういう意見もあるので、それが事実かどうかということもはっきりしません。そういう面では地元の人に十分説明して、活用をどうするかということを検討されたらいいんじゃないかと思います。もう一つ、跡地の問題で管理の問題が出てくると思うんですけれど、誰が管理するのかということも同時に検討していただきたい。特に個人的に一つ心配しているのがプールも恐らく取り壊されると思うんですけれど、隣に建物があるんですけれど、この前に行ったときにねじれていて危ないと感じております。校長先生に聞いたら、当然、修繕するということを知りましたが、仮に子供が移転して、放置されますと、事故が起きるんじゃないかと思っておりますから、それも同時に検討していただくようお願いします。

河野朋子委員長 参考人から説明を受けましたので、この場で委員から質疑を

受けたいと思います。

宮本政志委員 今日はどうもお疲れ様です。平成28年5月17日に当時の総務文教常任委員会でこの件が扱われているんですよ。その議事録を持ってきているんです。そのときに河崎議員が総務文教常任委員で御質問もしていらっしゃって、その当時、草刈りについてはこういうふうに執行部が言っています。平成28年5月17日時点では、教育部長がPTAや学校関係者の方で草刈りをしておりますと。当然そうですね。今もそうだと思います、埴生小学校に関しては。ただし、移転後に関しては、公民館の管理下になるという発言があるんですね。そうすると公民館は職員二人ですから、この二人ではその公民館の管理下に置いた埴生小学校の草を刈ってすることは無理ですと言ってらっしゃるんですね。で、業者の方をお願いをして年数回ほどきちっと刈っていただいて、近隣住民に御迷惑をお掛けしないようにしなければならないという認識でありますと、部長が平成28年5月17日の常任委員会で答弁されておられるんですね。ここで一つ御質問なんですけれど、例えばコミュニティ・スクールとか地域連携ということで全小中学校、山陽小野田市内の地域連携を強化していますけれども、仮に新しく埴生小・中学校が今からあの複合施設の後ろにできますよね。そうした場合に、あそこの敷地の周りの、恐らく草の量は今よりも数段少なくなるんですが、少なくなった前提で両方とも、地域連携を基に草刈りをしていくというのは難しいんですか。新しくなった埴生小・中学校のほうも草の量はかなり減るので、今の埴生小学校のほうの管理というのも二つとも地域連携の力を使って草刈りをしていくというのは、今の埴生小学校の現状では難しいのかなと思うのがお聞きしたいんです。

林紀男参考人 質問がどうか分かりませんが、小学校を中学校に移しますね。当然、跡地は土になりますから草が生えてくるわけです。減るっておっしゃったけれど、むしろ増えるんじゃないですか。これは私の見解です。校舎があるときは管理が必要ありませんね、校舎があるから。

当然校舎を撤去して野ざらしになるわけで、当然草が生えてくる。だから片一方じゃ増えるけど片一方じゃ減るわけです。当然、管理仕事そのものは従来と変わらずにむしろ増えるんじゃないか。新しい校舎もグラウンドが2面になり広くなるわけです。広くなるから当然管理も必要だということになるし、草もよく生えるわけです。同じじゃなく増えると思います。増えても減ることはないと思います。

松本隆博参考人 宮本議員からの説明、よく分かるんですが、私が理解できないのは、地域連携という言葉は、要はその地区を受益する人が全部出るという意味ですか。どうなんですか。地域連携とはどう理解したらいいですか。

河野朋子委員長 ちょっと今質問が交錯しまして、宮本委員の質問に答えられるんであったら発言していただけるんですけど。逆質問は難しいので。

松本隆博参考人 それに対しての実例を申し上げておきます。西側自治会が全部、現状今まで東側に母子センターという跡地があります。御存じですか。分かりますか。分かりませんか。森山さんは分かるから後でちゃんと説明しておいていただきたいのですが、平米数としては3,000だから1反ぐらいあるのか。百姓なので申し訳ない。そのぐらいありまして、5年前に私が副会長になったときまでは、埴生の河川清掃大会というのを6月末から7月に掛けて全域やるんですけど、それまではやっていました。ただし、私も草刈り機、なた、のこまで持って行って全部木を切ったけれど、大きいからもう僕はできんと。管財課に行きまして、僕たちはできんから。あなたは駐車場で駐車料金取っているじゃないですか。それをあと自治会にさせるなんて。きれいな言葉で言ったら地域連携でしなさいなんてことを言われてもできない。実際、今でも10台ぐらいは駐車場として貸し出されておると思うんですが、その料金を使えばできるじゃないですか。これが先ほど言いました、そんなこと言っちゃいけないって言われたけれど、予算の立て方をもう少し執行部に考え

ると。金だけ取るなど私は言いたいです。現状、3年前から管財の方が2年間草刈りされてきました。量はすごいですよ。危険ですよ。去年から、あれはシルバーか誰か業者が来られて、刈っておられます。これを年2回してくださいということを申し上げました。できたら埴生の河川清掃大会前にしてくださいと。だってみんなあの辺全部掃除して、やった者は達成感がないからなんじゃこりゃってこう言うんで、必ず河川清掃大会の前にしたほうがみんな達成感があるよということでお話ししましたら、3年前からはそういう意味で私どもはあそこをのけてほかの溝とかを清掃しております。ということで説明を申し上げます。

河野朋子委員長　ほとんど回答は受け止めたでしょ。同じことを皆さんいろいろ言われるのは分かりますけれど、それができるのかできないのかだけが確認したかっただけなので。そういうことで、ほかに質疑があれば。

高松秀樹委員　紹介議員に質問です。一番最後に、要望書を藤田市長に出したと。もう出されていますよね。出して、その結果、何か協議か何かされたんですか。それとも向こうは受け取ったままの状況にあるんですか。

河崎平男紹介議員　要望書は、行政に提出してありますが、回答は頂いていないです。

高松秀樹委員　なら出しっきりで、市から何も音沙汰がないんですか。それとも、何らか今後協議しようとなっているんですか。

松本隆博参考人　こういうことですねって事情を聞きたいということで、12月3日の月曜日、教育委員会の尾山部長ですか、林さんとで公民館で会うということにしておったところ、林さんに用事が急にできて、行けないということで私だけ意見を聞くということで出ましたが、この要請、常任委員会の後に、ならまた話をさせていただきましようという接触はありました。

伊場勇副委員長 2年半前に、教育委員会はその総務文教常任委員会の中で、その自治会、埴生小学校の土手とかは、自治会の方が無償で刈っているという答えも残っているんですね。そこには大変感謝しておりますというふうな文言も載っていたんですけども、自治会の方が無償でやられているという現状は、今あるんですか。年何回とか、幾ら掛かったとか、もし分かれば教えてください。

松本隆博参考人 現状は、赤子寝1班、2班の人が通られるのり面の底くらいは、河川清掃を含めて大きく伸びたところはされています。それは、パーセントで言うたら1割程度かな。通るところだけです。ということとで現状です。（「年1回ですか」と呼ぶ者あり）何回されているかは数えたことはありませんけれど、1回ということはありません。数回と申し上げておきます。

河野朋子委員長 ほかに参考人に質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかなければ、質疑を以上で打ち切りたいと思います。ここで、参考人に一言お礼を申し上げたいと思います。本日は本当にお忙しい中、この委員会に御出席いただきましてありがとうございます。貴重な御意見を承りました。皆様から今頂きましたこの意見は、今後この委員会の中でしっかりと十分に生かして審査を進めてまいりたいと思います。本当に今日はお忙しいところをありがとうございます。それでは御退出をお願いします。

（松本隆博参考人退室）

河野朋子委員長 では5分ほど休憩します。

午後1時48分 休憩

河野朋子委員長 それでは、総務文教常任委員会を再開します。請願第 3 号 埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願についてを議題として審査を行います。紹介議員として河崎平男議員に出席していただいておりますし、参考人として林紀男さんに出席していただいております。先ほどの繰り返しになりますが、お忙しいところありがとうございます。本日の議事についての説明も繰り返しになりますのでもうお分かりと思います。それでは進めさせていただきます。まず最初に請願の内容について、河崎議員から説明をお願いします。

河崎平男紹介議員 それでは、埴生複合施設移設に伴うサイレン継続設置を求める請願についての、紹介議員としての説明をさせていただきます。現在、埴生支所に今あるサイレン機能を活用することで、災害等緊急時に防災の面でも役割を果たすと信じております。そういった中、平成 11 年に埴生地域は高潮被害を受けたところであります。人的被害はありませんが、そういった中で、急きょサイレンが鳴った、いや鳴ってない、両方の意見はあるんですが、サイレンが危機を知らせる重要な役割を果たして今まで来たものであります。現在も使用しておるサイレンにつきましては、夕方の 6 時にサイレンが鳴って、親や遠くに出ている子供たちにとっては、帰宅を促すサイレンにもなっておりますし、災害時にも役立つものであります。旧津布田村、それから福田、大持、小埴生地域についてはもちろん、街の中においてはサイレンが十分機能しますし、危機管理の面でも十分役割を果たすものと信じておるところであります。そういった中で、今あるこのサイレンを設置継続するということで危機管理上効果がありますし、メリットがあるものと思っております。ぜひ、埴生地域の市民のためにも請願の採択をお願いし、挨拶に代えさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

河野朋子委員長 では次に、参考人からの説明をお願いします。

林紀男参考人 はい、よろしく願いいたします。林です。実は、サイレンの継続設置を求める請願書を今回出させていただいたんですけども、実はこれ、市役所の方からサイレンは撤去するという話を伺ったものから、これは大変だということで請願書を出させていただきました。で、なぜサイレンが必要かということなんですけれど、実は徹底する方法、広く瞬時に早く徹底する方法としてはサイレンが一番いいと私自身は思っております。と申しますのも、私、自治会長を今やっておりますけれど、17人の自治会の役員がおるんですけど、従来ははがきでやっておりましたけど、皆さんになかなか徹底しませんし、出席率も悪うございました。何かいい方法はないかということで電話を確認しまして、できるだけ携帯にということで携帯に連絡するんですけど、携帯でさえ二日かかるんです、徹底するのが。こういうことですから、災害時に二日かかったらどうしようもないわけですし。何が一番瞬時に徹底する方法かといったらサイレンしかないと理解しております。そういうことで、災害のときにあるいは危機的な状況のときに徹底するのに、何が大事であるかということとサイレンが一番いいと理解しております。ところが従来サイレンが山陽町時代からあったんですけども、途中何か知らん、体が悪いという方からサイレンはやめてほしいと、うるさいからということでやめられたと聞いておりますけれども。この方も病気というより亡くなられたから、そういう苦情も最近はないと思っておりますけれども、しかしながら、サイレンが絶対必要であるという方も中にはいらっしゃるわけです。例えば、農家で外に出ていらっしゃる方が、気が付いたらもう2時、3時になっていたと。サイレンがあったらいいのになあという話をよく聞きます。漁師についてもわざわざ時計とかあるいは携帯電話を持って出るということはないし、サイレンでもって時間を計っておると。こういう住民の中でサイレンがいかに重要な役割を果たしていたかということが分かったわけなんです。そういうことで、今回、撤去するという話を聞きましたから、これは危機管理の面からも是非継続してもらいたいと。こういうふうな形で出させていただきました。現在、防災ラジ

オとかJアラートとかいう問題もありますけども、防災ラジオもどちらかというところ私、今は無職でございますから、しょっちゅう出たり入ったりしますけど、防災ラジオで月2回ほど試験的に聞きますけど、まず、年間に数回しか聞くことがないんです。というのは、外に出ているから聞かないんです。それから、例えばJアラートは、もうはなから予算上・・・挙げられておりました。では、インターネットでいつも開けるとかというところでもない。テレビもしょっちゅうつけているとかというところでもない。そういう災害、仮に地震が起きたときに一番手っ取り早い方法というのはサイレンではないかなと思っております。ここで危機管理という面からしたら、サイレンは絶対必要であると思っておりますので、この辺はせっきゃく複合施設ができるわけですから、是非サイレンだけは従来あるのをそのまま移動していただいて、従来どおり活用させていただきたいと思ってこの請願書を出したわけです。特に平成11年、先ほど河崎議員さんからも話がありましたけれど、私もちょうどサラリーマンでございましたけれど、朝8時ごろ出たときに、やはり水がどつと出てびっくりしたわけなんですけれど。今回もそういう状況の中で、サイレンが鳴ってはつきり徹底できておれば、皆安心というよりも、素早く上のほうに上がっていくことができるわけなんです。たまたま私らがあの地域で平成11年のときのことを聞きましたら、あと数秒で私は死ぬところでしたという方が数人いらっしゃいます。そういうことで、高潮がぼつと来たときに、急きょ、その御主人がおばあさんを引っ張って行って2階に上げて、難なく無事に助けることができたという話も聞いておまして。そういう面では素早く連絡できるサイレンというのは必ず必要じゃないかと。特に街宣車があるからいいじゃないかとか言う役所の方もおられますが、街宣車は台風とかあの大雨が降ったときにはほとんど役に立ちません。そういう面では、サイレンというのは、埴生地区で、例えば津布田から小埴生あるいは中村まで全部聞こえる場所にあります。まあ風によってはそうじゃないときもありますけれど。そういう面からしてサイレンというのは絶対必要だと思っております。そういうことで、是非一つ今回の請願を出しましたけど、廃止するのではな

くて、是非複合施設に移転していただいて、従来どおり活用させていただくということでお願いしたわけなんです。

河野朋子委員長 はい、ありがとうございます。以上で、請願に対する説明は終わりましたので、これからは質疑に入りたいと思います。

高松秀樹委員 先ほどと同じ質問なんですけど、これは議会側への請願と同時に行政にも要望書を出されているんですか。それともそうじゃないですか。

林紀男参考人 同時に出しています。事前にいろいろな打合せとかこういう問題のときどうかとか質問を受けております。したがって、今の段階では前向きに検討しましょうというお言葉を頂いております。

高松秀樹委員 中身の質問です。現在、サイレンが鳴っておるということですが、けれども、スピーカーは今どこに付いているんですか。

林紀男参考人 支所の上に付いています。

高松秀樹委員 そのサイレンを私も聞いたことがあるんですが、いわゆる「ウーッ」っていう音ですよ。こっちの小野田側は同じく6時には、冬は5時かな、家路の鐘だったかな、メロディが流れたりするんですよ。埴生で付いているスピーカー、これはサイレンだけですけれども、例えば緊急事態には普通の音声とかも出せるようなシステムになっているんですか。

林紀男参考人 恐らくないと思います。昔からサイレンだけで来ておったと思います。

高松秀樹委員 私は市役所から家が近いんで、家路の鐘って聞こえるんです。別に違和感もないんです。埴生の中で非常にうるさいという声もあると

ということなのですが、これが例えば時報としてのメロディが鳴るとすれば、これもサイレンの代わりとしては許容範囲になるんですか。

林紀男参考人　メロディでもいいかという質問ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）
いいと思うんですけども、危機管理という面からしたら、サイレンがより遠くにより大きい音でみんなに知らせるわけなんです。だから、メロディでしたら、恐らく四、五百メートルぐらいしか届かないんじゃないかなという感じがします。現状のサイレンは、恐らく津布田、小埴生、中村まで許容範囲内で聞こえていますから、風向きによっては違いますけれども、無風状態であったら二、三キロは飛ぶと思います。

高松秀樹委員　同意見なんですけれども、今のサイレンは埴生の場合、平時は時報で使われていますよね。緊急時にサイレンという意味合いがあると考えれば、時報の場合はそういう音楽でもいいのかなと。緊急時の場合はサイレンが鳴ると。こういう形でも埴生の人たちにとっては大丈夫ですよという話になるんですか。

林紀男参考人　従来は、山火事の場合はサイレンが3回とか、家火事の場合は5回という形で認識しておりました。だから、例えばサイレンが5回鳴るとどこの火事かなとある程度緊張感を持って気を付けんにゃいかなんという意識が芽生えておったわけです。そういう面ではサイレンというのは物すごい効果があると思います、危機意識といいますかね。今、時報というお話もありましたけれども、たまたま児童公園におりましたら子供たちが10人ぐらいおったんですが、サイレンが鳴ったらあっという間に潮が引くように家路に就くんです。そういう面では非常に役に立っているなと思いました。ただ、メロディの場合はどうかな。あんまり意識というのが薄れているかどうか分かりませんが、危機意識が不足するんじゃないかなという感じがしますけれども。

河野朋子委員長　ほかに質疑は。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質

疑がなければ、参考人からの説明に対する質疑を終わります。お礼を一言、重ねて言うようになりますが、本日は本当にありがとうございました。頂いた貴重な意見は、この後、委員会の審査にしっかりと生かしていきたいと思います。本当に、本日はお忙しいところをありがとうございました。お疲れ様でした。

(河崎平男紹介議員、林紀男参考人退室)

河野朋子委員長 請願の参考人についての説明を終えたところで、今後のこの請願についての取扱いですけれども、これについて皆さんから意見を聞きたいと思います。いろいろ、担当課とか確認することがあるのかなと思いましたが、いかがですか。それでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)今すぐここで結論には結び付かないということでもいいですね。(「はい」と呼ぶ者あり)この件については、この後の日程に組み込むとして、10分休憩後、分科会を再開します。本日の委員会を閉じます。

午後2時9分 散会

平成30年(2018年)12月5日

総務文教常任委員長 河野朋子